

2025年10月9日

各位

会社名 アセットマネジメントOne株式会社

(管理会社コード：13694)

代表者名 取締役社長 杉原 規之

問合せ先 商品戦略部 青山 勇太

(TEL. 03-6774-5216)

「One ETF 日経225」
「One ETF トピックス」
信託報酬料率引き下げのお知らせ

平素は当社ETFをご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

6月2日「投資信託約款の変更に関するお知らせ」でお知らせしました通り、下記のETFにつきまして、本日、信託報酬料率の引き下げを実施いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象投資信託と主な変更の内容

<信託報酬料率：イ>

銘柄 コード	銘柄名	信託報酬料率（税込）	
		変更前	変更後
1369	One ETF 日経225	<u>年率0.1705%</u> 以内の率	<u>年率0.0319%～</u> <u>年率0.0495%の率</u>
1473	One ETF トピックス	<u>年率0.0858%</u> 以内の率	<u>年率0.0275%～</u> <u>年率0.0495%の率</u>

2. 変更日

2025年10月9日

3. 変更内容詳細（信託報酬料率）

【One ETF 日経225 (1369)】

(変更前)

次のイ.およびロ.の合計額

ただし、イ.により計算される額（税抜）とロ.により計算される額（税抜）の合計額は、各計算期間においてファンドの純資産総額に対して年率0.25%（税抜）を乗じて得た額を超えないものとします。

イ. ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1705%（税抜0.155%）以内の率を乗じて得た額

支払先	内訳（税抜）
委託会社	年率0.105%
受託会社	年率0.050%

ロ. 株式の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の55%（税抜50%）未満の率を乗じて得た額

(変更後)

次のイ.およびロ.の合計額

イ. ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.0319%～年率0.0495%（税抜0.0290%～税抜0.0450%）の率を乗じて得た額

※信託報酬の配分は、ファンドの純資産総額に応じて、以下の通りとします。

ファンドの純資産総額 信託報酬税込（税抜）	信託報酬の配分（税抜）（年率）	
	委託会社	受託会社
1兆円以下の部分 年率0.0495% （税抜0.0450%）	0.0300%	0.0150%
1兆円超 2兆円以下の部分 年率0.0440% （税抜0.0400%）	0.0275%	0.0125%
2兆円超 5兆円以下の部分 年率0.0385% （税抜0.0350%）	0.0250%	0.0100%
5兆円超 10兆円以下の部分 年率0.0358% （税抜0.0325%）	0.0225%	0.0100%
10兆円超の部分 年率0.0319% （税抜0.0290%）	0.0200%	0.0090%

ロ. 株式の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の55%（税抜50%）未満の率

を乗じて得た額

【One ETF トピックス (1473)】

(変更前)

次のイ.およびロ.の合計額

ただし、イ.により計算される額(税抜)とロ.により計算される額(税抜)の合計額は、各計算期間においてファンドの純資産総額に対して年率0.25%(税抜)を乗じて得た額を超えないものとします。

イ.ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.0858%(税抜0.078%)以内の率を乗じて得た額

支払先	内訳(税抜)
委託会社	年率0.050%
受託会社	年率0.028%

ロ.株式の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の55%(税抜50%)未満の率を乗じて得た額

(変更後)

次のイ.およびロ.の合計額

イ.ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.0275%~年率0.0495%(税抜0.0250%~税抜0.0450%)の率を乗じて得た額

※信託報酬の配分は、ファンドの純資産総額に応じて、以下の通りとします。

ファンドの純資産総額 信託報酬税込(税抜)	信託報酬の配分(税抜)(年率)	
	委託会社	受託会社
1兆円以下の部分 年率0.0495% (税抜0.0450%)	0.0300%	0.0150%
1兆円超 2兆円以下の部分 年率0.0413% (税抜0.0375%)	0.0250%	0.0125%
2兆円超 5兆円以下の部分 年率0.0330% (税抜0.0300%)	0.0200%	0.0100%
5兆円超の部分 年率0.0275% (税抜0.0250%)	0.0150%	0.0100%

ロ.株式の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の55%(税抜50%)未満の率を乗じて得た額

※投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙1をご参照ください。

以上

投資信託約款の新旧対照表

追加型証券投資信託 One ETF 日経225

(新)	(旧)
<p data-bbox="237 349 719 383"><信託報酬等の額および支弁の方法></p> <p data-bbox="237 398 834 524">第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p data-bbox="336 539 834 665">1. 第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して、次に掲げる率を乗じて得た額</p> <p data-bbox="336 680 834 763">イ. 信託財産の純資産総額が1兆円以下の部分</p> <p data-bbox="336 779 604 813">年10,000分の4.5の率</p> <p data-bbox="336 828 834 911">ロ. 信託財産の純資産総額が1兆円超かつ2兆円以下の部分</p> <p data-bbox="336 927 576 960">年10,000分の4の率</p> <p data-bbox="336 976 834 1059">ハ. 信託財産の純資産総額が2兆円超かつ5兆円以下の部分</p> <p data-bbox="336 1075 604 1108">年10,000分の3.5の率</p> <p data-bbox="336 1124 834 1207">ニ. 信託財産の純資産総額が5兆円超かつ10兆円以下の部分</p> <p data-bbox="336 1223 619 1256">年10,000分の3.25の率</p> <p data-bbox="336 1272 834 1355">ホ. 信託財産の純資産総額が10兆円超の部分</p> <p data-bbox="336 1370 604 1404">年10,000分の2.9の率</p> <p data-bbox="336 1420 834 2009">2. 第26条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）に100分の50未満の率を乗じて得た額</p> <p data-bbox="301 2024 453 2058">②（以下略）</p>	<p data-bbox="850 349 1332 383"><信託報酬等の額および支弁の方法></p> <p data-bbox="850 398 1449 524">第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p data-bbox="949 539 1449 714"><u>ただし、当該合計額は、第33条に規定する各計算期間において、信託財産の純資産総額に年10,000分の25の率を乗じて得た額を超えないものとします。</u></p> <p data-bbox="949 730 1449 855">1. 第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の15.5以内の率を乗じて得た額</p> <p data-bbox="949 871 1449 1480">2. 第26条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）に100分の50未満の率を乗じて得た額</p> <p data-bbox="914 2024 1066 2058">②（以下略）</p>

(新)	(旧)
<p data-bbox="240 208 719 241"><信託報酬等の額および支弁の方法></p> <p data-bbox="240 257 831 383">第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p data-bbox="336 398 831 524">1. 第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して、次に掲げる率を乗じて得た額</p> <p data-bbox="336 539 831 622">イ. 信託財産の純資産総額が1兆円以下の部分 年10,000分の4.5の率</p> <p data-bbox="336 638 831 721">ロ. 信託財産の純資産総額が1兆円超かつ2兆円以下の部分 年10,000分の3.75の率</p> <p data-bbox="336 736 831 819">ハ. 信託財産の純資産総額が2兆円超かつ5兆円以下の部分 年10,000分の3の率</p> <p data-bbox="336 835 831 918">ニ. 信託財産の純資産総額が5兆円超の部分 年10,000分の2.5の率</p> <p data-bbox="336 934 831 1720">2. 第26条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）に100分の50未満の率を乗じて得た額</p> <p data-bbox="304 1736 456 1769">②（以下略）</p>	<p data-bbox="853 208 1332 241"><信託報酬等の額および支弁の方法></p> <p data-bbox="853 257 1444 383">第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p data-bbox="949 398 1444 577"><u>ただし、当該合計額は、第33条に規定する各計算期間において、信託財産の純資産総額に年10,000分の25の率を乗じて得た額を超えないものとします。</u></p> <p data-bbox="949 593 1444 719">1. 第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の7.8以内の率を乗じて得た額</p> <p data-bbox="949 734 1444 1339">2. 第26条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）に100分の50未満の率を乗じて得た額</p> <p data-bbox="917 1736 1069 1769">②（以下略）</p>